

第8章

健全で効率的な行財政基盤を確立します

1節 行政組織の効率化

1—1. 行政組織の効率化	158
---------------	-----

2節 行財政の健全化

2—1. 行財政の健全化	160
--------------	-----

1—1. 行政組織の効率化

【現状と課題】

少子高齢化の進展による人口減少時代を迎えた今日、国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方分権型社会に対応するために、行財政基盤の強化が必要となっています。

本市では、市町村合併による急激な住民サービスの変化を避けるため、本庁・総合支所方式を採用してきました。今後は、よりの確に住民ニーズを把握し、素早い意思決定が可能で、市民に分かりやすい組織機構へのスムーズな移行が必要です。

また、8市町村で構成された合併の特殊性から、職員数の適正化へさらに取り組む必要があります。

一方、市職員については、地方分権の進展により、これまでの国の統一的な指導などによる行政運営から、自治体が自ら地域の現状を踏まえ、問題を提起・分析し、解決する能力が問われ、個性あるまちづくりを担うことが求められており、職員の意識改革と能力開発に組織的、計画的に取り組む必要があります。

【基本的方向】

(1) 効率的な組織

第二次行財政改革大綱に基づき、市役所の組織機構について、段階的に再編・見直しを行い、組織運営の効率化に努めます。

安定した質の高い行政サービスの構築と事務事業の整理合理化を進めながら、職員数の適正化を図ります。

(2) 人材の育成

職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し評価します。

市民への説明責任を果たし、自ら考え、施策を企画・立案し実行する地方分権型社会の担い手としてふさわしい主体性をもった職員の育成を図ります。

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 効率的な組織	・ 本庁・総合支所方式から本庁方式への移行	市	●
	・ 定員管理の適正化		●
(2) 人材の育成	・ 職員人材育成方針の策定・推進	市	
	・ 能力・実績に基づく人事管理の推進		
	・ 職員研修の推進		

【達成目標】

指標内容	総合計画策定時点	現状値	目標値
職員数	1,035人 (H18)	945人 (H23)	860人 (H27)
本庁・支所数	—	本庁：1 支所：7 (H23)	本庁：1 総合行政防災センター：1 サービスセンター：3 (H28)

2-1. 行財政の健全化

【現状と課題】

厳しい財政状況の中、本市では、地方分権による税源移譲など新たな地方税制度への対応と、納税者のライフスタイルの変化に伴う柔軟な納税環境が求められています。

さらに、事務事業の効率化や補助制度の見直しに取り組むとともに、今後とも行財政改革を実施し、財政の健全化を推進する必要があります。また、今後の公共サービスの展開について、新しい担い手との役割分担や、行政内部における専門性の向上などについて進める必要があります。

【基本的方向】

(1) 税収の確保

新たな地方税制に的確に対応した課税・申告体制の整備と時代の変化に対応した収納システムの構築を推進します。

(2) 財政の健全化

事務事業の整理合理化及び外部委託を進め、公共施設の統廃合・有効利用を図ります。

限られた財源の中で重点的かつ効率的な予算配分を行うため、新たに補助金交付基準を設けるとともに、受益者負担の適正化を図り、財政の健全化を推進します。

市の財政状況をわかりやすく公表するとともに、行政評価制度を活用して行政サービスの効果と効率の向上を目指します。

(3) 民間活力の活用

公共施設の整備、運営などに新たな事業手法である PFI（民間資金など活用事業）などの民間の資金とノウハウを活用し、効率的な行財政運営を推進します。

市民やボランティア・NPO（民間非営利組織）との連携・役割分担を推進します。

指定管理者制度の導入施設を拡大し、民間ノウハウを活用します。

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 税収の確保	・ 課税事務の効率化	市	
	・ 納税窓口の拡大		
	・ 滞納整理の強化推進		
(2) 財政の健全化	・ 事務事業の整理合理化及び外部委託の促進	市	
	・ 公共施設の統廃合・有効利用		●
	・ 適正な補助制度の推進		
	・ 受益者負担の適正化		
	・ 行政評価制度の推進		
(3) 民間活力の活用	・ PFI（民間資金など活用事業）の推進	市、民間	●
	・ NPO（民間非営利組織）との連携		
	・ 指定管理者制度による公共サービスの提供		●

【達成目標】

指標内容	総合計画策定時点	現状値	目標値
徴収率（滞納分）	—	14.4% (H22)	20.0% (H28)
指定管理者による 施設管理数	—	197 (H23)	220 (H28)